

昭和村住宅用太陽光発電システム 設置補助金のお知らせ

平成26年4月1日より昭和村住宅用太陽光発電システムの導入を支援し、設置費の一部を補助しています。

本村では、地球環境に負荷の少ないクリーンエネルギー普及促進の一環として、村民の積極的な自然エネルギーを支援し、循環型の村づくり推進と環境への意識高揚を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する方に経費の一部を補助します。

1 受付期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 補助対象者

- (1) 昭和村内において、自ら居住する住宅等に設置される発電システムであること。
- (2) 発電システムの設置工事を当該年度中に完了し、実績報告を提出できること。
- (3) 発電システムに対する補助金の交付は、1世帯につき1回とし、世帯の全員が村税等を滞納していない者に限る。

3 補助金の額

設置する発電システムの最大出力値(kw)をもとに算出し、1kw当たり25,000円を乗じて得た額、又は10万円のいずれか少ない額を補助します。

4 申請の方法

工事を始める前に「昭和村役場 産業課」へ申請書を提出してください。

- (1) 工事着工前
補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付してください
 - ・ 発電システムの仕様書
 - ・ 発電システム設置に係る費用の内訳が記載された契約書の写し
 - ・ 発電システム設置予定箇所の位置図村から交付決定通知(様式第2号)を通知します。
- (2) 工事の計画変更
設置計画変更等届出書(様式第3号)を提出してください
- (3) 工事完了後1ヶ月以内又は3月31日のいずれか早い日
工事完了報告書(様式第4号)に次の書類を添付してください
 - ・ 発電システム設置に係る領収書の写し
 - ・ 電力会社との電力受給契約書の写し
 - ・ 竣工検査の試験記録書の写し
 - ・ 発電システムの設置状況を示す写真村から補助金確定通知書(様式第5号)を通知します。
- (4) 補助金確定通知後
補助金交付請求書(様式第6号)を提出してください

- ※注意
- ・ 悪質な訪問販売の事例が報告されております。
 - ・ 複数の事業者から見積もりを取るなど、事業者の対応も含めて契約を検討しましょう。
 - ・ トラブルが起きたら、消費生活センターへ相談して下さい。

昭和村役場 産業課 25-3436
沼田市消費生活センター 20-1500